

# 杉並和泉学園 いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月 改 訂

杉並区立小中一貫教育校

杉 並 和 泉 学 園

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## 1 いじめの定義

いじめとは、「当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義する。

## 2 いじめ問題への対応方針

- (1) 杉並和泉学園(以下、学園)からいじめを根絶する。
- (2) いじめは「命に関わる問題」であり、学園の全ての教員がその未然防止・早期発見・早期解決・継続的指導に対し、最優先課題として組織的に取り組む。
- (3) 「いじめは絶対に許されない行為」という児童・生徒・保護者の意識について、全教育活動を通して高める。
- (4) いじめを発見した際は、学園内に校内委員会を設置し、「迅速に」「細やかに」「組織的に」対応する。

### 校内委員会

小学部：学園長、副学園長、主幹教諭、小学部・中学部生活指導主任、全学年主任、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任、養護教諭、関係教員

中学部：学園長、統括副学園長、副学園長、小学部・中学部生活指導主任、中学部生活指導部会、当該学級担任、小学部元担任、関係教員

※ いじめの実態や段階に合わせて、上記の中から参加者を決定する。

※ 必要に応じて、SSWや弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、子ども家庭支援センター職員等も加える。

## 3 対応の基本

いじめ問題に対しては、日々「未然防止」と「早期発見」、「早期対応」に的確に取り組む。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視することである。

子どもから「いじめられている」、または保護者から「子どもがいじめを受けている」との訴えがあった場合には、それが「いじめかどうかの判断」に悩むよりも、いじめが存在すると認識し、子どもや保護者の気持ちをしっかりと受け止める。

いじめは、「いつでも、どこでも」起こり得るという考えに立ち、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」といった危機意識を常にもち、迅速に対応する。

## Ⅱ 未然防止

### 1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

#### (1) 心の通い合う教職員の協力体制をつくる。

温かい学級経営や教育活動を学年や学園全体で展開するためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や専科経営、授業や生活指導について尋ねたり、相談したりするなど、気軽に話ができる教職員組織内での雰囲気が大切である。

そのためには、校内委員会や生活指導部会、学年会など、校内の組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童・生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う温かな学園づくりを推進する。

また、小学部・中学部の教職員の間でも、情報共有を行い、一人ひとりの児童・生徒により細やかに対応できるようにするなど、小中一貫教育校としての利点を生かす。

#### (2) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学園行事を実施する。

授業をはじめ、学園生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童・生徒を大きく成長させる。また、教職員の児童・生徒への温かい言葉かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、児童・生徒は大きく成長する。

#### (3) 児童・生徒の主体的な活動の推進をする。

中学部の生徒会を中心に、朝のあいさつ運動や、いじめ防止の標語やポスターの作成など、児童・生徒が自分たちから「いじめを許さない」という雰囲気を醸成できるよう働きかける。また、「杉並区小中学生未来サミット」などいじめ防止に向けた国・都・区の実践等に関して、小学部代表委員会、中学部生徒会で連携した取組を行い、学園全体でいじめ防止への意識を高められるようにする。

### 2 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実

#### (1) 人権教育を充実させる。

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為である、決して許されるものではない」ことを児童・生徒に理解させることが大切である。また、児童・生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。

#### (2) 道徳教育を充実させる。

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の学習が有効である。児童・生徒は心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「心遣い」「優しさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげることができる。道徳的価値の自覚及び道徳的実践力を育成するため、道徳科の時間を要として、学園の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、その充実を図る。

### Ⅲ 早期発見

#### 1 いじめの早期発見にかかわる特性について

(1) いじめは、大人等の見えないところで行われている。

- ① 無視、メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。〈時間と場所〉
- ② 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われる。〈カモフラージュ〉

(2) いじめは、いじめられている本人から申し出ることには勇気がいる。

いじめられている児童・生徒は、「親に心配をかけたくない。」「いじめられる自分はだめな人間だ。」「訴えても大人は信用できない。」「訴えたらその仕返しが怖い。」という心理が働くもので、本人から申し出ることには大変勇気がいる。

(3) メールやインターネット上のいじめ(以下、ネットいじめ)を、発見することは極めて困難である。

ネットいじめの兆候を発見することは、その性質上、極めて困難である。学園としても児童・生徒から、ネットいじめに関する情報の収集に努めるとともに、家庭においても、「着信メールがあっても出ようとしない」などの兆候があれば、ネットいじめにあっていく可能性があるということを疑い、本人に確認するとともに、学園に連絡する。連絡を受けた学園は、迅速に校内委員会を立ち上げ、家庭・学園・済美教育センター等関係諸機関との連携を図った対応を開始する。

#### 2 いじめの早期発見のための手だてについて

いじめを早期に発見し、組織的な対応をしていくために下記(1)～(3)の取組を行います。また、常に「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」という視点で正確に記録し、適切に保存する。(本記録の保存年限は、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間とする。)

(1) 日々の観察

- 授業中はもちろん、朝、休み時間、放課後の児童・生徒の様子に目を配る。児童・生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見に努める。
- スクールカウンセラーが定期的に学級の様子を巡回し、放課後にスクールカウンセラーと養護教諭および担任が情報交換を行う。
- 杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」(改訂版) いじめ発見チェックリストを念頭に置き、子どものサインを見逃さないようにする。

##### 【いじめ発見チェックリスト】

<input type="checkbox"/> あいさつを返さない	<input type="checkbox"/> 友達を避けて登校する
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える	<input type="checkbox"/> 名前を呼ばれたとき、声が小さい
<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる	<input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる	<input type="checkbox"/> 授業中、ふざけたり、変な質問をしたりする
<input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行く	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する
<input type="checkbox"/> 居場所がなく、廊下等を一人でふらついている	<input type="checkbox"/> 友達と関わる活動に参加しなくなる
<input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている	<input type="checkbox"/> 顔や手足に不自然な傷がある
<input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写がある	<input type="checkbox"/> 万引き等の問題行動が目立つ

## (2) 定期的な実態把握

- 1学期中を目途にスクールカウンセラーと5年児童・7年生徒の面談を行い、学園生活や友達関係について話を聞き、実態把握に努める。
- 生活指導上、配慮を要する児童・生徒の情報交換を行い、教職員の対応等、共通理解を図るために、小学部では毎週金曜日に生活指導夕会を実施し、中学部では毎日行われる職員朝会を活用する。
- 月1回以上、校内委員会・生活指導部会を開き、児童・生徒の情報交換および問題への対応を検討する。

## (3) アンケートの実施

年3回実施される、6月・11月・2月の「ふれあい月間」に合わせて、児童・生徒へのいじめに関するアンケートにより、実態調査を行う。その際、いじめられている児童・生徒は、その場で記入することが難しいことも考えられるので、記名、無記名等、状況に応じて配慮して実施する。

## 3 いじめについての情報を把握した際の配慮点について

### (1) いじめられている本人からの訴えに対する配慮点

#### ○ 心身の安全を保障する。

いじめられている本人から訴えがあった場合には、「あなたが悪いのではない。」「あなたのことは全力で守る。」ことについて、勇気をもって訴えた児童・生徒にはっきりと伝える。そして、速やかに招集した校内委員会により、いじめにあった児童・生徒を守る手だてを考え、全教職員が方針の下に組織的に対応する。また、スクールカウンセラーやいじめにあった児童・生徒にとって信頼できる教職員等と連携し、心の安定を図るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる教育環境を確保する。

#### ○ 事実関係を把握し、苦しい気持ち等を傾聴する。

いじめを受けている本人から訴えがあった場合には、「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう配慮する。

### (2) 周りの児童・生徒からの訴えに対する配慮点

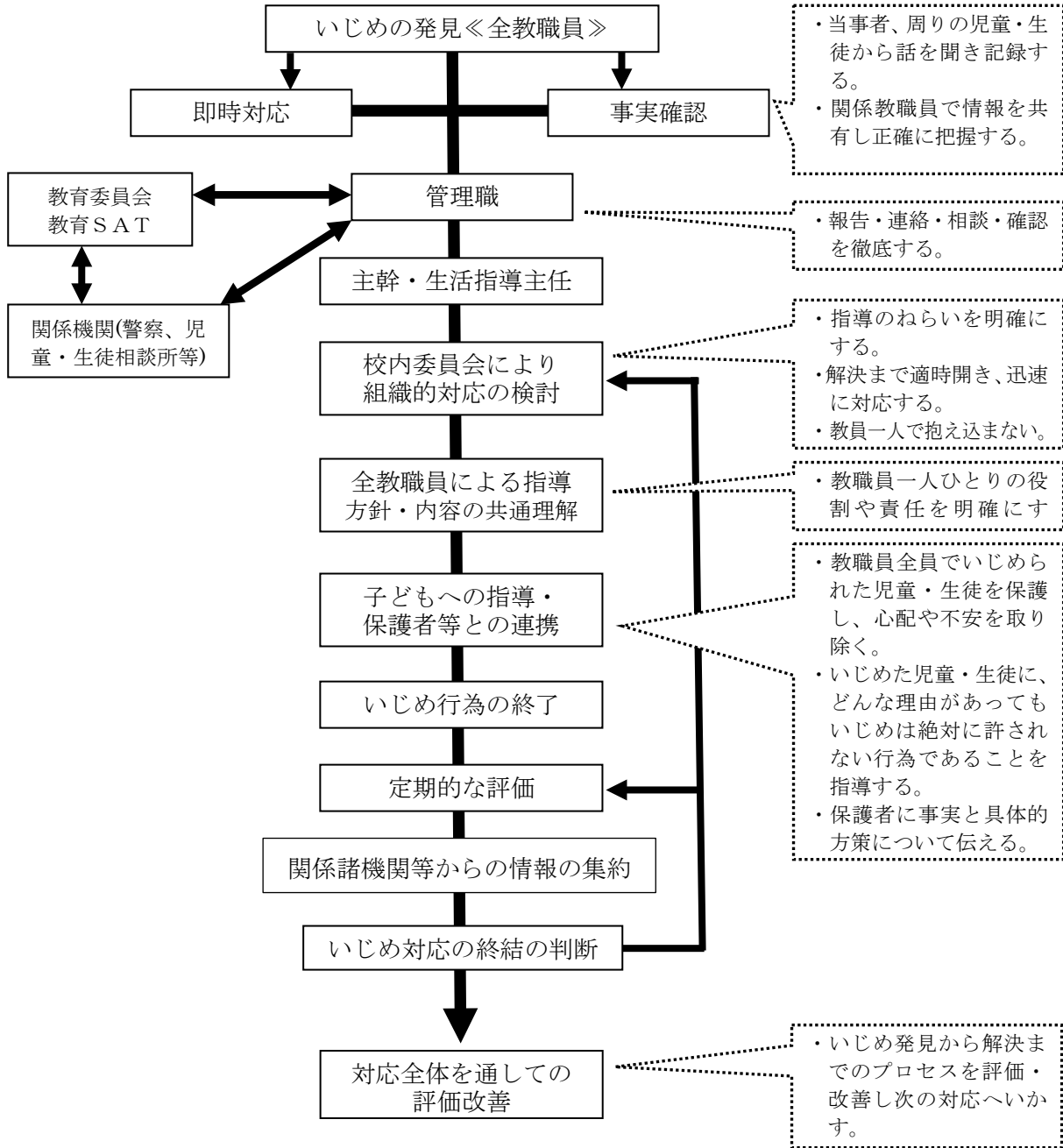
- いじめを訴えたことにより、その児童・生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童・生徒の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく教えてくれたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

### (3) 保護者からの訴えに対する配慮点

- 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学園へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時の連絡だけでなく、問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築けるよう、日頃から児童・生徒のよいところや学園の様子について連絡する。

## IV 早期対応

### 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の緊急対応

### (1) いじめられた児童・生徒・いじめを知らせた児童・生徒を徹底的に守る。

- いじめられていると相談に来た児童・生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童・生徒から話を聞く場合は、他の児童・生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等に配慮する。また、事実確認は、いじめられている児童・生徒といじめている児童・生徒を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている児童・生徒、いじめの情報を伝えた児童・生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。

### (2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童・生徒から聞き取るとともに、周囲の児童・生徒などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。また、保護者対応は、事実に基づいて丁寧に対応する。
- いじめまたはいじめの疑いがある事実については、直ちに「校内委員会」を招集し、情報の共有を図るとともに、対応策を決定する。

## 3 いじめが起きた場合の早期対応

### (1) いじめられた児童・生徒及び保護者に対する早期対応について

#### <いじめられた児童・生徒に対する対応>

- 事実確認とともに、児童・生徒の苦しみ、つらさを受け止め、不安を取り除き安心させる。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。

#### <保護者に対する対応>

- 発見した当日に、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。(スクールカウンセラーと連携した対応をする。)
- いつまでに、だれが、何を、どのように対応、指導していくのか具体的対応策を示し、継続的に状況を伝える。
- いじめが解決するまで、対応や指導の結果と次の具体的指導の内容を伝えるとともに、家庭での様子を把握する。

### (2) いじめた児童・生徒に対する対応について

#### <いじめた児童・生徒に対する対応>

- どんな理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを徹底して指導する。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童・生徒の背景にあるものを探る。(元担任教諭(中学部の場合は小学部の元担任教諭も含む)からの情報収集やスクールカウンセラー、関係機関等と連携した対応をする。)
- 相手の気持ちを考えさせることでいじめられた児童・生徒の心の痛み、苦しみ、悲しみ等を分からせ、心から反省させる。

#### ＜保護者に対しての対応＞

- いじめた事実（憶測ではなく）を正確に伝える。保護者の心情に配慮しながらも、学園ではいじめとして徹底して指導していくことを理解してもらう。
- 学園の対応方針や指導内容を具体的に伝えるとともに、家庭でもきちんと話し合うよう助言し、保護者と協力して児童・生徒が心から反省できる環境をつくる。

#### （3）傍観していた児童・生徒に対しての対応について

- 何もしない、何も言わないは、いじめを助長していることに気付かせ、当事者意識をもたせる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- はやし立てたり、同調したり、見て見ぬふりをする行為も、いじめであることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

### 4 いじめ重大事案への早期対応

重大事態（いじめを原因とする自死、暴力による大けが、多額のお金等の恐喝、長期間の不登校等）が発生した際には、区教育委員会に速やかに一報をあげ、その指導に基づいた、関係諸機関と連携した対応を行う。報道機関等からの問い合わせについては、管理職のみが応答する体制を整える。

### 5 いじめ問題への対応における警察との連携

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童・生徒に生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行う。

## V 継続的な対応と対応の終結

### 1 いじめ行為が終了した後の継続な対応

#### （1）いじめられた児童・生徒に対しての継続的な対応について

- いじめによる精神的苦痛等が改善の方向に向かっているかどうかについて、学級担任の観察、声掛け、相談、アンケート調査等やスクールカウンセラーとの面談等から把握し、その状況に応じて、スクールカウンセラーによる相談等の継続や都・区相談機関や医療との連携した対応等を実施する。
- いじめの再発について、いじめは表面的に解決していても、見えない部分で続くという認識に立ち、本人、いじめた児童・生徒、周辺からの情報収集を継続して実施する。

#### （2）いじめた児童・生徒への対応

- いじめの対象となった児童・生徒だけではなく、学園生活の様々な場で人の心を傷つける言動等があった場合、思いやりの心、人権を大切にする態度等について、繰り返して指導する。
- スクールカウンセラー等による面談等を継続し、反省の状況、児童・生徒の気持ちの変化等について把握する。
- いじめの背景に家庭的な背景等があった場合、課題の解決に向けて、子ども家庭支援センターなどの関係機関等と連携した対応を継続する。



### (3) 校内委員会による教職員の組織的な対応と終結の決定(重大事案以外)

- いじめられた児童・生徒の精神的苦痛の状況、いじめた児童・生徒の反省の状況等やいじめの再発の状況について、定期的に実施される校内委員会で情報共有するとともに、今後の対応方針等について協議する。
- いじめの事案全体を評価し、学園の行ういじめの未然防止策等について、関係諸機関等からの意見等を集め、決定する。
- いじめ対応の終結については、最低、いじめの発覚、いじめ行為が終了した後、6か月経過後、再発していない場合において終結を判断する。
- 終結の判断後についても、いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒の行動観察等を、継続的に行う。

## 2 いじめが発生しない(いじめが発生しにくい)学園づくり

### (1) 代表委員会・生徒会を中心にした啓発活動

- 中学部はひまわり当番が毎朝校門に立ちあいさつ運動を行う。小学部は代表委員が計画を立て、あいさつ運動を行う。
- 代表委員会・生徒会が連携して、いじめを防止するための取組について話し合い、発信する。

### (2) 各学級での活動

- 学級活動等で、いじめを発生させないためにはどのようなことが必要なかを話し合い、具体的な取組として実践する。

## 3 重大事案の継続対応及び終結

基本的な対応については、「1 いじめ行為が終了した後の継続的な対応」に準じる。

### (1) 区教育委員会等と連携した対応と終結の決定(重大事案について)

- いじめられた児童・生徒の精神的苦痛の状況、いじめた児童・生徒の反省の状況等やいじめの再発の状況について、校内委員会だけでなく、学園全体で情報を共有し、教職員全員で行動観察等続ける。
- いじめられた児童・生徒の状況、いじめた児童・生徒の状況について定期的(1か月に一度以上)に実施される校内委員会で情報共有するとともに、今後の対応方針等について協議する。
- いじめの事案全体を評価し、学園の行ういじめの未然防止策等については、区教育委員会からの指導により決定する。
- いじめ対応の終結については、最低、いじめの発覚、いじめ行為が終了した後、1年以上経過後、再発していない場合において区教育委員会の指導の下、終結を判断する。
- 終結の判断後についても、いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒の行動観察等を関係諸機関とも連絡を取り合いながら、継続的に行う。